

兵庫県公報

平成24年9月28日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）	1
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅管理課）	3

公布された法令のあらまし

●工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第43号）

工業技術センターの新研究棟の整備により、技術研修室及び機械器具を新設することに伴い、当該技術研修室及び機械器具に係る使用料の額を定める等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

- 1 県営住宅の駐車場について、その整備状況等を踏まえ、供用開始の期日を見直す等所要の整備を行うこととした。
- 2 次の県営住宅の駐車場を整備し、名称、位置等を定めることとした。

名称	位置	1区画当たりの月額の限度額
西宮今津住宅駐車場	西宮市今津出在家町	16,000円

- 3 地域再生法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

規 則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年9月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第43号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2

技術研修室使用料

区 分	使 用 料						
	9時から 12時まで	13時から 17時まで	18時から 22時まで	9時から 17時まで	13時から 22時まで	9時から 22時まで	
産業技 術セン ター	大研修室	円 2,300	円 4,500	円 5,300	円 6,500	円 9,500	円 11,700
	研修室(A)	円 1,400	円 2,600	円 3,300	円 4,000	円 5,900	円 7,100

	研修室(B)	1,000	2,000	2,300	2,700	3,900	4,800
技術交流館	研修室(A)	1,700	3,400	3,900	5,100	7,300	9,000
	研修室(B)	850	1,700	2,000	2,600	3,700	4,600

別表第3 工作機械の款フライス盤の項を次のように改める。

数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤	1時間につき	1,300円
-------------------	--------	--------

別表第3 工作機械の款精密切断装置の項の次に次のように加える。

試 料 切 断 機	1時間につき	1,300円
-----------	--------	--------

別表第3 工作機械の款高精度マイクロ放電加工装置の項の次に次のように加える。

集 束 イ オン ビ ー ム 加 工 装 置	1時間につき	9,500円
------------------------	--------	--------

別表第3 工作機械の款三次元造形装置の項の次に次のように加える。

樹 脂 積 層 型 三 次 元 造 形 装 置	1時間につき	4,800円
-------------------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款レーザー分光システムの項を次のように改める。

反 射 分 光 膜 厚 計	1時間につき	1,400円
---------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款ラマン分光測定装置の項の次に次のように加える。

分 光 光 度 計	1時間につき	500円
-----------	--------	------

別表第3 試験機械の款標準光源装置の項の次に次のように加える。

光 ス ペ ク ト ル 分 析 器	1時間につき	1,000円
-------------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款示差熱天秤の項中「示差熱天秤」を「示差熱^{びん}天秤」に改め、同款電気・電子特性測定装置の項を次のように改める。

電 気 ・ 電 子 特 性 評 価 装 置	1時間につき	4,500円
-----------------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款リアルタイムPCRシステムの項の次に次のように加える。

フ ロー サ イ ト メ ー タ ー	1時間につき	2,100円
--------------------	--------	--------

別表第3 試験機械の款タンパク質・核酸電気泳動装置の項の次に次のように加える。

生 体 高 分 子 電 気 泳 動 装 置	1時間につき	600円
-----------------------	--------	------

別表第3 試験機械の款凍結乾燥機の項の次に次のように加える。

検 体 細 胞 破 砕 機	1時間につき	600円
---------------	--------	------

別表第3 試験機械の款中

「

バ イ オ フ リ ー ザ ー	1日につき	220円
保 冷 庫	1日につき	150円

を
「

薬 用 冷 凍 庫	1 時間につき	450円
薬 用 冷 蔵 庫	1 時間につき	450円
製 氷 機	1 キログラムにつき	450円

に、
「

マ イ ナ ス イ オ ン 測 定 器	1 時間につき	550円
分 光 光 度 計	1 時間につき	700円

を
「

マ イ ナ ス イ オ ン 測 定 器	1 時間につき	550円
---------------------	---------	------

に改め、同款光散乱粒度測定装置の項の次に次のように加える。

レ ー ザ ー 回 折 式 粒 度 分 布 測 定 装 置	1 時間につき	1,000円
-------------------------------	---------	--------

別表第3 試験機械の款金属摩耗試験機の項、高温接触角測定装置の項、オゾン老化試験機の項及び真円度測定機の項を削る。

附 則

この規則は、平成24年10月 1 日から施行する。



兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 9月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第44号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第41条の2 第2号中「第5条第9項」を「第5条第10項」に、「同条第4項第5号」を「同条第4項第4号」に改める。

附則第16項中「平成24年 9月30日」を「平成24年12月31日」に改め、同項の表中村鉄筋住宅駐車場の項を削る。

別表第5 中村鉄筋住宅駐車場の項を削り、同表上甲子園鉄筋住宅駐車場の項の次に次のように加える。

西宮今津住宅駐車場	西宮今津出在家町	16,000
-----------	----------	--------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第5 に西宮今津住宅駐車場の項を加える改正規定 平成24年10月 1 日
- (2) 第41条の2 第2号の改正規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成24年法律第74号）の施行の日